

けんぽQ & A

Series 13

Q 私の母が来月70歳を迎えるが、医療費の自己負担が安くなると聞きましたが、どのような手続きをすればよろしいですか？

A 当健康保険組合への手続きは不要です。

70歳を迎える前に、当健康保険組合より「**高齢受給者証**」を発行して、発送させていただきますのでご安心ください。

お手元に「**高齢受給者証**」が届きましたら、氏名・生年月日等をご確認のうえ、病院に行かれる際は、被保険者証カードと一緒に病院窓口へご提示ください。

§ 窓口負担について §

窓口自己負担は2割（平成25年3月までは1割負担に据え置き：残り1割は国庫が負担）で、現役並みの所得の方は3割負担となります。

なお、3割負担となる方は高齢受給者であり、

- ① 標準報酬月額が28万円以上の被保険者。
- ② ①の被扶養者。なお、70歳未満の被保険者の被扶養者である高齢受給者は2割となります。（平成25年3月までは1割負担に据え置き）

§ 75歳になったら・・・ §

75歳の誕生日がきましたら、被扶養者の方は「被扶養者（異動）届」で、被扶養者からはずす手続きをしていただかねくてはなりません。（75歳の誕生日を迎える前に、当健康保険組合より案内書を通知します）

案内書が届きましたら、「被保険者証カード」と「高齢受給者証」の返却もお願い致します。

なお、75歳になられる被保険者の方も、当健康保険組合からはずれて国民健康保険へ切り替えなくてはいけません。（被扶養者も同時にはずれなくてはなりません）